

## 会員及び会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は定款3条、8条の規程に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

### (会員の構成員)

第2条 会員は次の通り区分される。

正会員：本会の事業に賛同して入会した、国立大学 長崎大学経済学部等の卒業生、及び理事会の定める手続きにより、参加の意思を表明し参加を認められた一般の個人・団体。

賛助会員：本会の事業に賛同して正会員ではないが、賛助会費納入、ボランティア活動などで会の運営を賛助する個人及び団体。

特別会員：大学の教職員、有識者等で理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た個人及び団体。

### (会 費)

第3条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

個人正会員：3千円

個人賛助会員：金額は任意

団体（法人）正会員：6千円以上（一口6千円、一口以上）

団体（法人）賛助会員：金額は任意

### (会費の納期)

第4条 会員は毎年度末に、会費年額の全額を納入しなければならない。

### (賛助金の税制優遇措置の適用)

第5条 賛助金の納入者は、税制優遇措置の適用を受けることができる。

### 附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。